

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第一号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年二月二十八日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

二 大規模災害等への対応のため、職務の遂行上特に必要がある場合においては、当該職務に従事する職員の勤務時間、勤務時間の割振り、週休日及び休憩時間については、第三条、第四条、第五条及び前項の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程の一部改正）

2 埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程（平成十年埼玉県公営企業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則中第三項を削り、第四項を第五項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。